

平成29年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成29年12月

豊島区教育委員会

## 目 次

### I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	実施方法	1
3	評価の概要	2

### II 点検・評価の結果一覧

点検・評価の結果一覧	6
------------	---

### III 点検・評価の結果

事業分析シート	7
1 ICT機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	8
2 特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び 新たな特別支援学級（固定学級）の設置について	10
3 学校給食の状況と今後のあり方について	12
4 教育支援員等の配置と活用状況について	14
5 学校施設環境改善交付金対象事業	17

### IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱	20
教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	22

# I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

## 1 はじめに

平成20年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき、本年度も教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施した。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 実施方法

教育ビジョン 2015 の施策を構成する各事務事業について、ヒアリング及び事業の視察を実施した。また、評価施策に係る池袋第三小学校及び南池袋小学校の視察も行った。

### 3 評価の概要

#### 1 委員会の設置

##### (1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

なお、本委員会は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年7月7日公布）により、教育委員会の附属機関に位置付けられた。

##### (2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	壺内 明	学識経験者	元聖徳大学児童学部教授 元港区立御成門中学校長 元全国中学校長会会長 元江東区深川第三中学校長 元葛飾区立金町中学校長 元足立区教育委員会指導室長 元足立区教育委員会指導主事
委員 (職務代理)	工藤 豊太	学校経営経験者	東京音楽大学教授 元豊島区立中学校教育研究会会長 元東京都中学校音楽教育研究会会長 元豊島区立明豊中学校長 元杉並区教育委員会指導室長 元目黒区立第一中学校長
委員	福元 保子	区民	元豊島区立西巢鴨小学校PTA会長

## 2 評価対象・抽出理由

豊島区教育ビジョン 2015 の施策をP D C Aサイクルにより、業務を継続的に改善することを目的とし行うものであり、今年度の事業は過去の評価対象を踏まえ、今日的な重要施策を評価対象として抽出したものである。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

施 策	実 施 事 業
「確かな学力」の育成	ICT 機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況
教師力の向上と教育環境の整備	特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級（固定学級）の設置
「健やかな心と体」の育成	学校給食の状況と今後のあり方について
教師力の向上と教育環境の整備	教育支援員等の配置と活用状況について
学校施設環境改善交付金	

### 3 評価の視点

事業分析シートでは、施策を構成する教育委員会の各事業について、下表の効率性と有効性の視点から評価する。

また、学校施設環境改善交付金に係る事業の評価については、事業分析シートを用いて、学校施設環境の機能の向上という視点から効率性・有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と 学校での取り組みが施策の 推進に寄与しているか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	実施方法は効率的か コストは適正か	学校施設環境の機能が向 上したか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A : 高い    B : 適正    C : 低い

#### 4 委員会開催状況

回数	開催日	場 所	審 議 内 容
第1回	10月6日(金)	教育委員会室	○ 平成28年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 平成29年度点検・評価の概要説明 ○ 評価対象の選定について ○ 学校視察の実施について
第2回	10月27日(金)	池袋第三小学校 南池袋小学校	○ 学校視察
第3回	12月6日(水)	教育委員会室	○ 外部評価審議
第4回	12月18日(月)	教育委員会室	○ 外部評価まとめ

#### 5 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図る。区議会第1回定例会 子ども文教委員会(2月26日)に評価の結果を報告する。



## II 点検・評価の結果一覧

施 策	実 施 事 業	効率性	有効性
「確かな学力」の育成	ICT 機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	A	B
教師力の向上と教育環境の整備	特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級（固定学級）の設置	A	A
「健やかな心と体」の育成	学校給食の状況と今後のあり方について	A	A
教師力の向上と教育環境の整備	教育支援員等の配置と活用状況について	A	B
学校施設環境改善交付金		A	A





### Ⅲ 点検・評価の結果

#### 事業分析シート

1. ICT 機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況
2. 特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級  
（固定学級）の設置について
3. 学校給食の状況と今後のあり方について
4. 教育支援員等の配置と活用状況について
5. 学校施設環境改善交付金対象事業

# 事業分析シート

施策名	「確かな学力」の育成	
事業名称	ICT機器整備（学習及び校務支援システム）の推進と活用状況	担当課： 庶務課 ： 指導課

目的	<p><b>【ICT 機器整備】</b> ICTを活用した学習活動を各教科で実施することにより、児童・生徒の情報活用能力の育成を図る。また、校務における成績処理、指導要録等を電子データ化することにより、教員の校務負担軽減を図るとともに、児童・生徒と向き合う時間を確保することを目的とする。</p> <p><b>【ICT 機器活用】</b> 児童・生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付けることを目的とする。</p>
内容	<p><b>【ICT 機器整備】</b> タブレットパソコン、電子黒板等のICT機器及び無線LAN環境を整備する。 校務支援システムを導入・運用し、教員に校務負担の軽減を図る。 学校内のICT機器及び校務支援システムの利活用の促進を図るため、ICT支援員の派遣とヘルプデスクを設置する。</p> <p><b>【ICT 機器活用】</b> 各教科等の指導にあたり、情報通信ネットワーク及びコンピュータなどを適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る</p>
手法	<p>(1) 児童・生徒が使用する学習用ICT環境の整備 ① タブレットパソコン、電子黒板、実物投影機等の整備を行う。 ② タブレットパソコンを有効に活用できるように、校内全域で無線LAN環境を整備する。</p> <p>(2) 校務支援システムの導入 ① 成績処理、通知表作成、出席管理、指導要録作成など、教員が使用する校務支援システムを導入する。</p> <p>(3) ICT支援員及びヘルプデスクの配置 ① 教材作成、ICT機器の操作支援、授業の立会い等のサポートを行うICT支援員を月4回、各学校に派遣する。 ② 電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校に訪問のうえ、教員のサポートを行うICTヘルプデスクを教育委員会事務局内に設置する。</p> <p>(4) 一斉学習においてポイントとなる部分を拡大・強調し、動画など子どもたちの興味関心を引く教材を使用して学ぶ。</p> <p>(5) 個別学習においてデジタルコンテンツ等の活用により、疑問について深く調べたり、自分に合った進度で学んだり、一人一人の理解やつまづきの状況に対応した課題に沿って学びを進めたりする。</p> <p>(6) 協働学習において報端末や提示機器等を活用し、教室内の授業で子どもたち同士がお互いの考え方の共有や吟味を行いつつ意見交換や発表を行うことや、学校外・海外との交流授業を通じて、お互いを高め合う学びを進める。</p>

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H28)	246,828	0	246,828
決算 (H28)	240,995	3,237	237,758
予算 (H29)	230,687	0	230,687



所要人員 (正規)	2.4	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	—	終了時期	—
根拠法令等	豊島区教育ビジョン 2015 としま教育の情報化ビジョン			法律による 義務付け	無	必要性	有

指 標	<p>【ICT 機器整備】 「教育 I C T 環境整備指針」</p> <p>① タブレットパソコンの 3 人に 1 台の配備 ② 実物投影機、電子黒板の全教室に 1 台配備 ③ 教員用パソコン教員 1 人に 1 台の配備</p> <p>【ICT 機器活用】</p> <p>① ICT 活用研修及び校務支援システム操作研修の実施 ② ICT 活用事例の学校間での共有</p>
達成度	<p>【ICT 機器整備】</p> <p>① タブレットパソコン配備：約 4 人に 1 台 ② 実物投影機、電子黒板：全普通教室の配備済み ③ 教員用パソコン：全正規教員に配備済み</p> <p>【ICT 機器活用】</p> <p>① 電子黒板やタブレットを活用した授業は活用しない授業よりもわかると肯定的に回答した児童生徒の割合 ○ 平成 27 年度：小 70.8% 中 80.1% → 平成 28 年度：小 76.4% 中 74.6%</p> <p>② ICT 活用及び校務支援システム関係の研修会 年 6 回開催</p>
課 題	<p>【ICT 機器整備】</p> <p>次期学習指導要領を見据えた I C T 環境の整備が必要であり、現在、文部科学省が策定している「教育 I C T 環境整備指針」ではタブレットパソコンの 3 人に 1 台の整備が必要とされている。今後、更なる追加配備を進めていく必要がある。</p> <p>【ICT 機器活用】</p> <p>① 校務支援システム活用による効率的な業務の進行 ② 学習用タブレットパソコンを活用した協同的な学びの推進</p>

	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) 植物観察など小学 1 年生からタブレットパソコンを良く活用している。</p> <p>(2) 将来を見据え、タッチタイピングの練習に取り組んでいる。</p> <p>(3) 実際の機器を使用する I C T 機器活用研修及び I C T 支援員の活用事例報告会の開催、活用事例の全校への展開等、庶務課と指導課にて強力に学校をバックアップする体制がとられている。</p>
有効性	B	<p>(1) 現状での豊島区の I C T 環境整備は 2 3 区でも先進的と感じるが、文部科学省の教育 I C T 環境整備指針に基づきタブレットパソコンの 3 人に 1 台の整備、他自治体の事例を研究しながら、その後の 1 人に 1 台も検討を進めて頂きたい。</p> <p>(2) 中央教育審議会の学校における働き方改革に係る緊急提言等も踏まえつつ校務支援システムへの出退勤管理機能の付加等についても今後検討を進めて頂きたい。</p>



# 事業分析シート

施策名	教師力の向上と教育環境の整備	
事業名称	特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立及び新たな特別支援学級（固定学級）の設置について	担当課： 指導課 ：教育センター

目的	<p><b>【巡回指導】</b> 従来、通常の学級に在籍している発達障害（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）の児童の一部は、在籍学級における授業の一部を抜けて、他校に設置された情緒障害等通級指導学級で特別な指導を受けていた。発達障害の児童は全ての小学校に在籍していると推測されるため、在籍校で指導が受けられるようにすることを目的とする。</p> <p><b>【けやき学級】</b> 従来の通級指導教室における週8時間の指導では、学習又は生活上の困難を改善・克服することが十分でない自閉症・情緒障害等の児童の個別支援計画に基づく改善や、教育的な支援及び自立活動を充実させることを目的とする。</p>	
内容	<p><b>【巡回指導】</b></p> <p>(1) 児童にとって在籍校で過ごす時間が増え、巡回指導教員による周囲の環境や学級への適応状態に応じたきめ細やかな指導が受けられる。</p> <p>(2) 保護者にとって通級に伴う付き添いの負担が軽減されるだけでなく、在籍校教員と巡回指導教員との具体的な場面を通じた情報の共有化により、指導の充実が期待できる。</p> <p>(3) 在籍校にとって在籍学級担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容の充実が図られる。</p> <p><b>【けやき学級】</b></p> <p>(1) 知的障害のない自閉症等を対象とした固定学級として、南池袋小学校に自閉症・情緒障害固定学級「けやき学級」を設置する。今後も児童数に応じて設置の検討を行う。</p> <p>(2) 個人の特性に応じた教育と通常学級の教育課程に準ずる教育を基本とし、児童に応じて学校教育法施行規則第138条に基づき、特別の教育課程を編成して学習・生活上の困難を改善し克服するための自立活動の指導を行う。</p>	
手法	<p><b>【巡回指導】</b> 区内を6つのブロックに分け、6つの拠点校を設置する。拠点校（旧通級指導学級）の教員が、児童の在籍する学校（区内22校）を巡回して指導を行う。</p> <p><b>【けやき学級】</b> 少人数、異学年の児童で編成された南池袋小学校けやき学級において、人との係わりを円滑にし生活する力を育てることを目標とし、在籍する児童の実態に即した自立活動の指導を行う。</p>	

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H28)	20,734	2,404	18,330
決算 (H28)	20,734	2,404	18,330
予算 (H29)	23,925	2,337	21,588



所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0.0	開始時期	H28	終了時期	—
根拠法令等	学校教育法等			法律による 義務付け	有	必要性	高い

指 標	(1) 全区立小学校 22 校における特別支援教室の設置 (2) 自閉症・情緒障害固定学級「けやき学級」の設置
達成度	小学校特別支援教室在籍数 206 名(平成 27 年度) → 220 名(平成 28 年度)
課 題	(1) 特別支援教育に関する保護者、地域への啓発 (2) 教職員の指導力向上

	評価	判 断 理 由
効率性	A	(1) 拠点校では、通級指導の教室内をカーテンやパーテーションで区切るなどの工夫により、児童・生徒が集中して学習に取り組める環境が整えられている。また、特別支援教室においても、室内を分けて個別指導を行う等の取り組みも行っている。 (2) けやき学級の潜在的な需要等、児童・生徒数の予測は困難ではあるが、学校管理職を含めた特別支援の検討組織にて引き続き検討を進める必要がある。 (3) 限られた教員定数の中で、きめ細やかな指導を行うなど、サービス向上に努めている。
有効性	A	(1) 平成 28 年度から全区立小学校に特別支援教室を設置し、在籍校において巡回指導が受けられる体制を確立させる等、先駆的に取り組んでいる。 (2) 巡回指導では十分な指導時間が確保できない自閉症・情緒障害等児童を対象として、けやき学級を設置するなどニーズに対応した取り組みを行っている。 (3) 巡回指導により、児童の通学の距離、保護者の送迎などの負担軽減にもなっている。 (4) 在籍校において、担任・巡回指導教員と保護者が直接話す機会が増加したことで、より情報共有が図りやすくなっている。 (5) 巡回指導によって、在籍校の学級の仲間と過ごす時間が増加したことで、対象児童が学級の中で活躍、いきいきと生活できるようになった等の成果が表れている。 (6) 特別支援教室及びけやき学級設置により、潜在的な個別の教育的ニーズを顕在化できたことが、在籍児童数の増加等の数字に表れている。



# 事業分析シート

施策名	「健やかな心と体」の育成		
事業名称	学校給食の状況と今後のあり方について	担当課：学務課	

目的	区立小・中学校に通学する児童・生徒への、安全でおいしい給食の提供 (望ましい食習慣の形成、学校給食の円滑な運営)
内容	<p>区立小・中学校各校に調理室を設け、委託業者が給食調理している(自校調理方式)。委託業者は、指名競争入札により決定し、3年間の長期継続契約を行っている。</p> <p>各校に栄養士を配置し、独自の献立作成や食育プログラムの実施、児童・生徒の食物アレルギー対応等、各校の方針・実情にあわせた給食調理を行っている。都職員の栄養士は2校に1名配置のため、残りの学校について区非常勤職員の栄養士を配置している。</p> <p>給食は、児童・生徒の健やかな体の成長や、食への関心、食習慣の育成における大切な事業であり、今後も、児童・生徒が楽しみにできる、安全かつ健康に資する給食事業を実施していく。</p>
手法	<p>(1) 食物アレルギー対応…対応が必要な児童・生徒について、面談や生活管理指導表等により状況を把握し、管理職を含めた校内会議で対応を検討。除去食の提供や弁当持参の依頼を行っている。</p> <p>(2) 食育プログラム…児童・生徒の食への関心や、健康・栄養面に資することを目的に、季節の食材や行事献立、よく噛むメニュー、野菜の皮むき体験等を実施している。</p> <p>(3) 給食調理室の保守…日々の清掃の他、給食調理のない夏休み等に大規模清掃やメンテナンスを行っている。</p>

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H28)	659,406	0	659,406
決算 (H28)	658,029	0	658,029
予算 (H29)	667,745	0	667,745

所要人員 (正規)	2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	—	終了時期	—
根拠法令等	学校給食法			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指標	学校給食調理業務委託料 異物混入・アレルギー事故等発生件数
達成度	<p>平成 28 年度学校給食調理業務委託料：小学校平均 20,483 千円 中学校平均 20,331 千円</p> <p>平成 28 年度異物混入・調理ミス件数：13 件 (調理員ミス 7 件、製造業者ミス 6 件)</p> <p>平成 28 年度食物アレルギー事故件数：3 件 (ヒヤリハット 2 件、把握外の食物で発症 1 件)</p>
課題	<p>(1) 増加する児童数に応じて、調理人員や設備の充実等、対応が必要となってくる。</p> <p>(2) 調理食数の増やアレルギー対応により、調理業務委託料が増加傾向にある。</p> <p>(3) 文部科学省の「給食費公会計化への動き」を注視し、体制整備や予算措置を講じる必要がある。</p> <p>(4) 老朽化する学校や給食室の改築・改修に伴う、給食提供方法の検討</p>



	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) アレルギー除去食は別室で調理をする、担当者及び扱う食材や工程によりエプロンの色を変える等、きめ細やかな対応をとっている。</p> <p>(2) 給食室の改修中の給食提供等の課題について、使用していない学校の給食室での調理・移送といった現在の対応方法等も含めて、今後も継続して検討を進めて頂きたい。</p> <p>(3) 給食費の公会計化について、豊島区の現状のデータ化と把握、先行している他自治体を参考にするなど、学校の負担軽減に向けて議論を深めて頂きたい。</p> <p>(4) 献立、食材の発注管理等、専用のシステムを利用することで効率よく行っている。</p>
有効性	A	<p>(1) 命・健康に係わるアレルギー対応等について、学校と教育委員会が連携して全校自校方式にて実施している。</p> <p>(2) 栄養士のアレルギー部会、献立部会、衛生部会による研究、各学校の特色のある給食など、学校給食の状況を広報紙等にて区民に情報発信をすることで、より学校給食に対する理解が進むと思われる。</p> <p>(3) 区ホームページでの学校給食の紹介、学校給食運営協議会における情報発信等を今後も継続、強化を進めて頂きたい。</p>

# 事業分析シート

施策名	教師力の向上と教育環境の整備		
事業名称	教育支援員等の配置と活用状況について	担当課： 教育センター ： 指導課	

目的	<p><b>【教育支援員】</b> 区立小・中学校において学校長や担任の指示のもとに、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の学習支援及び固定学級に在籍する障害のある児童・生徒の介助や安全管理を行う。</p> <p><b>【授業づくり支援員】</b> 教員が授業づくりに取り組む時間や子どもに関わる時間を確保するため、小規模小学校に「授業づくり支援員」を配置し教員を補助することで、授業の質の向上を図り、学力向上を図る。</p> <p><b>【部活動外部指導員】</b> 区立中学校への部活動外部指導員を派遣し、部活動のより一層の充実を図り学校教育の発展に資する。</p>		
内容	<p><b>【教育支援員】</b> 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒数は、年々増加傾向にあり、担任だけでは学級経営が難しくなっている。また、障害者差別解消法の施行により公立学校の合理的配慮が義務化され、保護者からの教育的ニーズへの要望も増加している。 一人一人の児童・生徒に必要なかつ適切な支援を行っていく必要がある。</p> <p><b>【授業づくり支援員】</b> 「授業づくり支援員取扱要綱」の規定に基づき、授業づくり支援員を臨時職員として雇用し、下記に関する業務を行う。</p> <p><b>【部活動外部指導員】</b> 「豊島区中学校部活動外部指導員に関する要綱」に基づき、学校教育に熱意と理解があり、且つ担当分野における専門的知識及び生徒への指導能力を有すると区立中学校長が認めた者を「外部指導員」として派遣する。</p>		
手法	<p><b>【教育支援員】</b> 教育支援員の配置 (1) 全小学校に1名配置する。 (2) 小・中学校長の申請に基づき、教育センターが判断し加配する。 ① 授業中に問題を起こす可能性がある。 ② 他児童・生徒に危害を加える可能性がある。 ③ 本人の安全を確保する。 ④ 保護者からの要望があり、合理的配慮と認められる。</p> <p><b>【授業づくり支援員】</b> ○ 授業の準備、支援及び後片付け      ○ 授業の計画立案の支援や教材開発の支援 ○ 授業の進め方等の提案・助言</p> <p><b>【部活動外部指導員】</b> ○ 部活動顧問の補助及び生徒に対する技術的指導、助言</p>		

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H28)	61,524	1,314	60,210
決算 (H28)	59,171	478	58,693
予算 (H29)	65,964	176	65,788





所要人員 (正規)	0.8	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H17 年度	終了時期	—
根拠法令等	学校教育法等 東京都特別支援教育推進計画 (第 2 期)・第 1 次実施計画			法律による 義務付け	無	必要性	高い

指 標	<p><b>【教育支援員】</b></p> <p>○ 教育支援員配置時間数 H25 年度 31,452 時間(実績) H26 年度 31,133 時間(実績) H27 年度 31,129 時間(実績) H28 年度 38,466 時間(実績) H29 年度 41,118 時間(予算) H29 年 11 月現在の平均雇用人数 小学校 1.80 人、中学校 0.65 人 (1 か月 15 日勤務とした場合の平均雇用人数)</p> <p><b>【授業づくり支援員】</b> 小学校 4 校、中学校 4 校に 6 人の支援員を配置</p> <p><b>【部活動外部指導員】</b> 全中学校に運動系 2 6 人、文化系 1 2 人の指導員を配置</p>
達成度	<p><b>【教育支援員】</b> 平均雇用人数 H27 年度：小 1.51 人 中 0.32 人 全体 1.19 人 H28 年度：小 1.65 人 中 0.91 人 全体 1.45 人 教育支援員配置校に係るアンケート結果 (平成 29 年 11 月実施) (1) 配置の効果 ①大いにある 92% ②ある 8% ③どちらとも言えない 0% (2) 上記の理由 ① 担任の一斉指導を円滑に行うことができ、学級の安定化が図れる。 ② 担任との連携・協力により、より適切な児童・生徒への支援を行うことができる。 ③ 支援を必要とする児童・生徒の学校生活への不安を解消し、安心感を持たせることができる。 ④ 個別の支援を望む保護者の要望に応えることにより、学校への信頼感が高まる。 ⑤ 担任の負担軽減になっている。</p> <p><b>【授業づくり支援員】</b> 年間勤務時間数 H27 年度：4,354 時間 H28 年度：4,647 時間 区学力調査における達成率 H27 年度 小 86.5 中 78.8 H28 年度 小 86.5 中 80.2</p> <p><b>【部活動外部指導員】</b> 外部指導員指導実績 27 年度 3,259 回 28 年度 3,275 回</p>
課 題	<p><b>【教育支援員】</b> (1) 特別な支援を必要とする児童・生徒が、年々増加傾向にある。 (2) 教育支援員の採用が難しい。通勤手当が出ないため、応募者は近隣居住者に限られる。 (3) 予算が限られている。</p> <p><b>【授業づくり支援員】</b> 指導経験を有する指導員の安定的な確保</p> <p><b>【部活動外部指導員】</b> 各競技の指導経験を有する指導員の安定的な確保・教員との連携</p>



	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) 小規模校においては、教員一人あたりの校務分掌が他校に比べて2倍近くになるため、教員の負担軽減を図るためにも各校のニーズにあった配置の検討を継続して頂きたい。</p> <p>(2) 部活動外部指導員において、区内に7つもの大学がある恵まれたともいえる環境であるが、各学校で人材確保が難しい場合など、コミュニティ・スクールの発想で地域との連携の仕組みの整備を進めて頂きたい。</p>
有効性	B	<p>(1) 授業づくり支援員配置により小学校における学力調査のポイントが著しく上昇するなどの効果が数字として表れている。</p> <p>(2) 教員の長時間労働について、部活動顧問の2名体制化、外部指導員の配置等により教員の負担軽減に寄与している。</p> <p>(3) 各支援員の適正な配置、人材の確保などの課題がある。今後も最大限の効果を見据え、人材の確保等について継続して取り組む必要がある。</p>

# 事業分析シート

施策名	地域に信頼される教育	
事業名称	学校施設環境改善交付金対象事業	担当課： 学校施設課

目的	学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。
内容	<p>改築・改修に際し、特に以下の点に配慮して整備を行う。</p> <p><b>【学校改築】</b>                  少人数学習や多様な学習形態に配慮した多目的スペースの設置、防災拠点としての機能向上に資する体育館及び武道場の冷暖房、マンホールトイレ、防災井戸等の設置</p> <p><b>【校庭改修】</b>                  児童の安全及びヒートアイランド対策に配慮した熱交換塗料による全天候型舗装</p> <p><b>【トイレ改修】</b>                  28年度～30年度で区立小・中学校全ての系統のトイレの洋式化を行う。加えて、温水洗浄機能付き便座の導入、入口の男女分離、自動照明、床の乾式化も行う。</p>
手法	改築・改修にあたっては、国の学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、可能な限り補助金収入を得られるよう努めている。

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H28)	11,377,047	10,686,215	690,832
決算 (H28)	9,837,324	7,339,840	2,497,484
予算 (H29)	3,973,867	3,973,867	0

所要人員 (正規)	3	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H28	終了時期	H28
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による義務付け	なし	必要性	あり



指 標	<p>(1) 地震等の災害に備えるための整備</p> <p>(2) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(3) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p>
達成度	<p>(1) 地震等の災害に備えるための整備</p> <p>築50年を超える老朽化した校舎の池袋第三小学校、池袋本町小学校、池袋中学校について改築工事を行った。工事に伴い防災井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ、太陽光パネル等を設置し、防災拠点としての機能強化を図った。</p> <p>朋有小学校及び西巣鴨中学校の外壁剥落防止等のため、外壁改修を行った。</p> <p>(2) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>ICT 環境整備 : 池袋本町小学校、池袋中学校、池袋第三小学校</p> <p>トイレ改修 : 駒込小学校、朋有小学校、さくら小学校、西巣鴨中学校</p> <p>屋上・壁面緑化 : 池袋本町小学校、池袋中学校、池袋第三小学校</p> <p>太陽光パネル : 池袋本町小学校、池袋中学校、池袋第三小学校</p> <p>空調設備 : 駒込小学校（特別教室等）、朋有小学校（普通教室等）、千登世橋中学校（特別教室等）</p> <p>校庭改修 : 仰高小学校</p> <p>外構緑化整備 : 池袋本町小学校・池袋中学校（桜並木）</p> <p>(3) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>池袋本町小学校、池袋中学校の改築において連携校の特性を生かし、多目的室と家庭科室を校庭に面し隣接して整備することで、防災拠点としての機能強化を図った。その他、家庭科室、プール、給食調理場（ドライシステム化）等を小・中学校で共有化し、施設整備の効率化を図った。（シェアリング構想）また、武道場（柔剣道場）も合わせて整備を行った。</p>
課 題	<p>(1) 補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。</p> <p>(2) 30年度までの改修対象外となっている体育館や外部トイレなど系統外のトイレについても、今後改修を進めていく必要がある。</p>

	評価	判断理由
効率性	A	<p>(1) 区民、地域の要望等を受けて素晴らしい校舎への改築計画を順次進めていることは、とても評価に値する。</p> <p>(2) 防火扉の色を変えるなど防災上の設備であることが一目でわかる工夫を行うことで、建物内の防災に関する教員の意識啓発を高める効果が期待できる。</p> <p>(3) 池袋第三小学校、連携校の改築の他、給食室、外壁及び屋上の全面改修、普通教室の増など、多くの事業で最大限の補助金交付を受けられる努力をしつつ整備を進めている。</p>
有効性	A	<p>(1) 放課後、夜間の学校施設の開放において、池袋第三小学校の子どもスキップと開放施設の入口を分けるなど、セキュリティ上の対応をとっている。</p> <p>(2) 防災上の設備について、実際に使用することで判明する使用感、問題等も多いと思われる。富士見台小学校にて炊き出し訓練を始めているが、全校へと広げていく必要がある。</p> <p>(3) 池袋第三小学校の屋上プール、2階のテラス整備と校庭など、敷地を有効に活用する工夫が大変良くされている。</p>



## IV 資料等

### 教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月1日

#### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

#### (目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

#### (点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

#### (点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

#### (結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

## (設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

平成29年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成29年 12月発行

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話 03-4566-2784